

個人情報保護教育規程（サンプル）

第 1 章 総 則

（目 的）

第 1 条 本規程は、全社員の個人情報保護規程遵守に資するべく、社員教育訓練を計画的、かつ効果的に行うべき必要な事項を定める。

（対 象）

第 2 条 本規程における教育の対象は、雇用関係にある従業員（正社員、契約社員、嘱託社員、パート社員、アルバイト社員等）のみならず、取締役、執行役、理事、監査役、監事、派遣社員も含むものとする。

（教育訓練内容）

第 3 条 教育訓練の内容は、次のとおりとする。
個人情報保護

第 2 章 教育訓練

（教育責任者）

第 4 条 教育責任者は、個人情報保護管理責任者があたり、教育訓練の企画・立案を統括する。

（教育責任者の役割）

第 5 条 教育責任者は次の業務を行う。
年度教育計画の立案
教育実施及び実施結果の評価
教育実施状況の関連部署への報告

（教育担当者）

第 6 条 教育責任者は、自らの業務の補助者として、教育担当スタッフを指名することができる。

2. 教育担当スタッフは次の事項を行う。

教育訓練に関する諸規則、制度、計画等の原案作成
教育訓練の実施に関する推進、調整、援助
講師の養成並びに委嘱に関する立案
教育訓練に必要な資材・資料の作成、調達に関する立案
その他教育訓練に関する運営事務

（教育計画）

第 7 条 教育責任者は、毎年、教育計画を作成し上長の承認を得るとともに、教育に関する諸行事を推進しなければならない。

（教育予定）

第 8 条 教育担当者は、教育目的を明らかにし、教育を効果的に実施するため、教育計画書を作成し、上長の承認を得なければならない。

(実施報告)

第9条 教育担当者は、毎年、教育実施報告書を上長に提出しなければならない。

2. 教育実施報告書には、次の事項を記載しなければならない。

教育、訓練名及び内容

実施年月日

対象者、人数

教育、訓練時間

講師名

参加者、欠席者

受講欠席者へのフォローアップ対応

附 則

(規程の施行)

第1条 本規定は、平成17年 月 日より施行する。

(規程の改廃)

第2条 本規程の改廃は、教育責任者の起案により、社長が決裁する。

以 上